

労災保険給付等の受給者の皆様へ

労災保険給付等において
ゆうちょ銀行振込が可能になります

休業（補償）給付を始めとする労災保険給付（労災年金を除く）の支払に当たっては、皆様の利便性を確保する観点から、平成25年2月12日から、ゆうちょ銀行への振込も可能になります。

【ゆうちょ銀行振込が可能となる給付等の種類】

- ア 療養（補償）給付たる療養の費用（「検査に要した費用」は除く。）
- イ 休業（補償）給付
- ウ 介護（補償）給付
- エ アフターケア通院費
- オ 障害（補償）一時金
- カ 遺族（補償）一時金
- キ 障害（補償）年金前払一時金
- ク 障害（補償）年金差額一時金
- ケ 遺族（補償）年金前払一時金
- コ 特別遺族一時金
- サ 葬祭料（葬祭給付）
- シ 定額の特別支給金
- ス 未支給金

各給付に係る請求書については、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。なお、ダウンロードの際には留意事項を必ずご確認ください。

[掲載先]

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>
労災補償>労災保険給付関係請求書等ダウンロード

照会先：厚生労働省 労働基準局 労災補償部
労災保険業務課 電話 03-3920-3786

ゆうちょ銀行の番号が8桁未満の場合の記入方法について

ゆうちょ銀行の口座（記号番号）は、5桁の記号と8桁の番号で成り立っています。番号が8桁未満の場合、右詰めで記入し、空欄には「0」を記入して下さい。

※ゆうちょ銀行口座（記号番号）の記入方法について

○記号番号13桁のうち、1桁目、13桁目は「1」、5桁目は「0」となっています。

記号（5桁）					番号（8桁）								
1				0									1

○記号番号（13桁）は5桁の記号と8桁の番号から成り立ちますが、番号が8桁未満の場合、頭に0を加えて8桁として下さい。

（例）番号が1234561の場合、01234561となります。

1	×	×	×	0	0	1	2	3	4	5	6	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



「0」を加えて下さい。